

清流の国ぎふ 海洋ごみ対策地域計画～山、川、海をつなぐ私たちの「清流」を次の世代へ～ 概要

I 基本的事項

1 策定の背景

- 海洋ごみは、沿岸部や海上において発生したごみのほか、山、川、海へとつながる水の流れを通じて海岸に漂着するなどした陸域で発生したごみであり、私たちの日頃の行動や社会の有り様を映し出す鏡ともいえるもの。
- 豊かな自然環境に育まれた「清流」が流域圏の自然と人々の暮らしを支え、海に豊かな恵みをもたらしてきた。この「清流」は県民にとって身近な存在であるとともに、本県を代表する匠の技や伝統文化を育むなど、私たちの生活・環境と経済活動を支えるかけがえのない財産。
- 一方、県内では多くのプラスチックを含むごみの散乱が確認されており、自然環境だけでなく、生活や地域経済に与える影響も懸念されており、特に河川等を介した流出対策が課題。また、災害時には流木等大量の自然物が河川等を介して下流の海岸等に堆積し、海岸の景観や漁業活動等に影響を及ぼすことがある。
- 「清流」を保全し次の世代へつなぐことは、私たちの暮らしから新たな海洋汚染を引き起こさないことであり、海洋ごみ対策に資する具体的な行動に取り組むことが、ひいては地域の魅力づくりにつながる。

内陸県として本県の役割を理解し、自然と人が共生する持続可能な「清流の国ぎふ」を実現するため、海洋ごみ対策を総合的かつ効果的に推進するための計画

2 計画の位置づけ 海岸漂着物処理推進法に基づき県が策定する地域計画／「岐阜県環境基本計画」及び「岐阜県廃棄物処理計画」との整合性を確保

3 計画の期間 令和4年度(2022年度)から令和12年度(2030年度)までの9年間／令和7年度(2025年度)に見直し

II 本県を取り巻く海洋ごみ等の現状と課題

1 内陸県と海洋ごみ

2 本県の特性

3 本県の流域における海洋ごみの現状と課題

現状 ①漂着ごみの状況(重量ベース)

- ・自然物(灌木や流木等)が約6～9割を占める
- ・自然物を除くと生活系ごみが約6割を占め、プラスチックの割合が高い

②漂流ごみ及び海底ごみの状況

- ・富山湾、伊勢湾の沿岸海域とともに、プラスチックの割合が高い

①発生抑制の対策

- ・自然物(特に流木)はできる限り流出させないことが重要
- ・プラスチックごみをはじめ生活系ごみは特に対策の強化が必要

②海洋プラスチックごみの対策

- ・一度流出すると細分化し回収困難となることから、発生抑制を中心とした対策を特に強化することが必要

4 県内の散乱ごみ等の現状と課題

現状 ①発生状況

- ・生活系ごみ・不法投棄系ごみ(全域)、レジャー系ごみ(一部地域)の散乱
- ・河川ごみではプラスチックごみが高い割合を占める

②対策実施状況

- ・関係機関の連携不足等が課題
- ・普及啓発や環境教育に関する取組(市町村・河川等管理者)は1割程度

③環境に関する県民意識

- ・清掃活動等に取り組む県民は3割で、特に若年層での参加割合が低い
- ・県民が行動を実践する上での困難として「何をどう行動すればよいか分かららない」、「行動による効果が実感できない」といった理由が明らかになった

課題 ①県内全域での生活系散乱ごみ・不法投棄系ごみの対策

②重点的・モデル的なレジャー系ごみの対策

③プラスチックごみの対策

④関係者の連携

⑤県民の環境に配慮した行動の推進

III 計画の方向性

1 目指すべき将来像

豊かな自然に育まれ、山、川、海へとつながる「清流」が、私たちの暮らしの源となっていることを、県民、事業者、民間団体、学校・研究機関及び行政等の各主体が深く認識し、自然と人が共生する持続可能な「清流の国ぎふ」を実現するために必要な行動を実践する社会。

私たちの暮らしから新たな海洋汚染を引き起こさないよう、プラスチックごみの流出抑制をはじめ、内陸県としての役割を各主体が認識し、相互連携協力のもと流域圏と一体的な取組を展開する社会。

2 本計画における基本目標(令和4年度(2022年度)～12年度(2030年度))

本県の清流が織りなす豊かな自然環境の保全と継承につながるよう、ひいては海洋プラスチックごみをはじめとする新たな海洋汚染を引き起こさないために、内陸に暮らす私たちが果たすべき役割を県民、事業者、民間団体、学校・研究機関及び行政等が各自に認識し、相互連携して散乱ごみ対策をはじめとする具体的行動に取り組みます。

3 基本的方向性

(1) 海洋ごみの発生源となる散乱ごみ等の発生抑制及び流出対策

- ①散乱ごみ等の発生抑制・②散乱ごみ等の流出対策・③環境教育・普及啓発

(2) 河川等及びその周辺での社会的利用に伴う散乱ごみへの 重点的・モデル的な対策

- ①地域特性に応じた対策・②重点モデル区域間で連携して実施する対策

(3) 多様な主体の適切な役割分担と連携確保

- ①役割分担・②相互協力

(4) 海洋ごみ対策に関する状況把握(モニタリング)

- ・県内の散乱ごみ等の発生状況や清掃活動の実施状況等の定期的な把握
- ・新たな課題の洗い出しや対策項目の検討への活用



IV 全県的な推進施策

全県

1 海洋ごみの発生源となる散乱ごみ等の発生抑制及び流出対策

(1) 散乱ごみ等の発生抑制

生活系・不法投棄系

プラごみ

- ① ごみの減量化及びリサイクルの推進（3R／プラスチック・スマート）
- ② 製品等の適正な管理（所持する物や土地の適正な管理）
- ③ ごみの適正な回収処理（一般廃棄物／事業者における対策／災害廃棄物）
- ④ 不法投棄の防止（監視指導等による未然防止）

(2) 散乱ごみ等の流出対策

行動促進

連携

- ① 清掃活動を含む環境保全活動への参加、協力及び支援
- ② 流木の河川等への流出防止（森林整備／砂防えん堤整備／河川管理）

(3) 環境教育・普及啓発

プラごみ

行動促進

- ① ごみの減量化やリサイクル等に関する啓発（ポータルサイト等での情報発信）
- ② 内陸県から発生する海洋ごみに関する理解促進（海洋プラスチックごみ問題への理解／教育機関等での普及啓発）
- ③ 散乱ごみ等の状況や清掃活動の成果の「見える化」による行動変容の促進
- ④ 環境に配慮した行動の実践につながる環境教育の支援（オンラインによる主体的な学び／体験を重視した環境教育の充実）

2 多様な主体の適切な役割分担と連携確保

(1) 団体間での情報共有や情報発信の推進

連携

(2) 下流県を含む流域での連携の推進（伊勢湾流域圏での連携）

3 海洋ごみ対策に関する状況把握

生活系・不法投棄系

レジャー系

プラごみ

県内の散乱ごみ等の発生状況や清掃活動の実施状況等の定期的な把握

V 対策を重点的・モデル的に推進する区域と内容

重点モデル区域

1 対策を重点的・モデル的に推進する区域

(1) 重点モデル区域設定の考え方

- ① 河川等及びその周辺での社会的利用が現に進んでおり、ごみの散乱を防止するための対策を積極的に推進する区域
- ② 河川等及びその周辺での社会的利用拡大が見込まれ、ごみの散乱を未然防止するための対策を積極的に推進する区域
- ③ その他、海洋ごみ対策のため特に対策が必要であると県が認める区域

①～③のいずれかを満たす区域において、自然と人が共生するエリアとして関係者が連携して重点的・モデル的な取組を行い、県内他地域への波及効果が見込まれる対策を講じる

(2) 重点モデル区域の設定

区域 岐阜市、海津市、垂井町、輪之内町、美濃市、可児市、郡上市、瑞浪市、高山市、飛騨市（10市町）

期間 重点モデル区域に設定された年度から令和7年度（2025年度）末まで

2 重点モデル区域における対策

(1) 各重点モデル区域の地域特性に応じた対策

レジャー系

- ・特に観光に起因する散乱ごみの発生抑制対策
- ・地域住民や公園利用者と連携し、環境教育的視点を入れた清掃活動や公園利用に伴うルールづくりの検討など発生抑制対策

(2) 重点モデル区域間で連携して実施する対策

レジャー系

連携

(3) 重点モデル区域における役割分担と連携確保

連携

(4) 重点モデル区域における海洋ごみ対策に関する状況把握

散乱ごみや清掃活動等の状況把握／地域住民・利用者への意識調査

レジャー系

VI 対策の実施に当たって配慮すべき事項

1 災害等の緊急時における対応

2 地域住民及び関係団体等の参画と情報提供

3 本計画に関連する調査等の検討

(1) 新たな課題への対応 (2) マイクロプラスチックに関する調査等の検討

4 伊勢湾流域圏における広域連携による海洋ごみ対策

(1) 調査・研究による実態把握 (2) 発生抑制対策の推進

VII 計画の推進

1 推進体制の整備（岐阜県海岸漂着物等対策推進協議会／岐阜県海岸漂着物等対策推進府内連絡会議／各重点モデル区域における連携会議）

2 計画の進行管理 3 計画の進捗管理

指標	県内全域	重点モデル区域
散乱ごみの状況	県内全域の散乱ごみの散乱状況（令和7年度（2025年度）末まで） 県内全域の散乱ごみの量及び種類（令和12年度（2030年度）末まで）	区域内の散乱ごみの量及び種類（年1回）
清掃活動の状況	環境美化活動の実施件数と参加人数（毎年度） 見える化ページに登録された清掃活動の参加人数及び回収個数（毎年度）	区域内で実施された環境美化活動の実施件数と参加人数（毎年度）
地域住民に対する意識調査	県民に対する海洋ごみの発生源に関する認知度調査（3年度毎）	当該市町村の住民に対する意識調査（毎年度）
利用者に対する意識調査	-	利用者に対する意識調査（毎年度）

※なお、指標については計画に基づく対策の進捗状況を踏まえ、始期から4年後の中間年に見直し